

旅館・ホテル、飲食業を営むみなさまへ

# 衛生環境激変特別貸付のごあんない

## (新型インフルエンザ関連の拡充)

株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)は、新型インフルエンザの発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している方の経営の安定を図るため、平成21年9月4日から旅館・ホテル等を営む方に加え、飲食業を営む方へも衛生環境激変特別貸付のお取扱いを開始しました。

### <制度の概要>

(利率は平成21年8月12日現在)

ご利用いただける方	飲食店営業・喫茶店営業	旅館、ホテル、簡易宿所または下宿業
	新型インフルエンザの発生に伴い、資金繰りに影響を受けており、次のいずれにも該当する方 (1)最近1ヵ月の売上高が前年又は前々年の同月に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること。 (2)中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること。	
資金のお使いみち	資金繰りを安定させるために必要な運転資金	
ご融資額	別枠 1,000万円以内	別枠 3,000万円以内
ご返済期間	5年以内 (特に必要と認められる場合7年以内)	
据置期間	6ヵ月以内 (特に必要と認められる場合1年以内)	
利率	振興計画認定組合の組合員の方	年 1.3% ~
	上記以外の方	年 2.2% ~
お取扱い期間	平成21年12月30日(水)まで	
お申し込みに必要な書類	ご利用にあたっては、「新型インフルエンザ発生による影響に関する確認資料」のほかに、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。	

- ◇ ご融資に際しての保証人または担保(不動産、有価証券)については、お客様のご希望に応じてご相談させていただきます。
- ◇ 利率は金融情勢によって変動いたしますので、お借入金利(固定)は、記載されている利率とは異なる場合がございます。
- ◇ 審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

くわしくは、事業資金専用ダイヤル又は支店の窓口までお気軽にお問い合わせください。



**日本政策金融公庫**  
国民生活事業

事業資金相談専用ダイヤル



マルゴトヨロシク  
ナビダイヤル 0570-054649

※ ナビダイヤルをご利用いただけない場合は、支店の窓口までおかけ直してください。

日本政策金融公庫 舞鶴支店

〒624-0923 舞鶴市字魚屋 66  
Tel 0773-75-2211

(担当: 坂梨・古川)